

新型コロナ関連 12.11②

令和2年12月11日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症に係る入院適用基準の変更等について

神奈川県医師会より通知が参りましたので、お知らせいたします。
鎌倉市医師会ホームページへアップロードしてありますので、ご覧ください。

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る入院適用基準の変更等について (通知)

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、入院措置の対象者については、令和2年11月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）」を受け、本県では、11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議」及び「神奈川県感染症対策協議会」において、「入院優先度判断スコア」を参考に医師が判断するとした入院適用基準の変更及び自宅・宿泊療養の充実について提案し、了承が得られたところです。

具体的には、①従来の年齢と基礎疾患の有無だけの判断ではなく、種々の因子の重みづけによる「入院優先度判断スコア」を参考に、医師が患者の病態から入院の判断を行う②新基準により増加する高齢者等療養者に対しては、充分なサポート体制を整えることとします。

本件については、令和2年12月7日から変更しますので、貴会会員への周知について、御協力をお願いいたします。

なお、公益社団神奈川県病院協会長あて、別途通知しておりますことを申し添えます。

神 医 受
0 2 1 1 号

問合せ先

感染症対策グループ 新、村岡、小野

電 話 045-210-4791